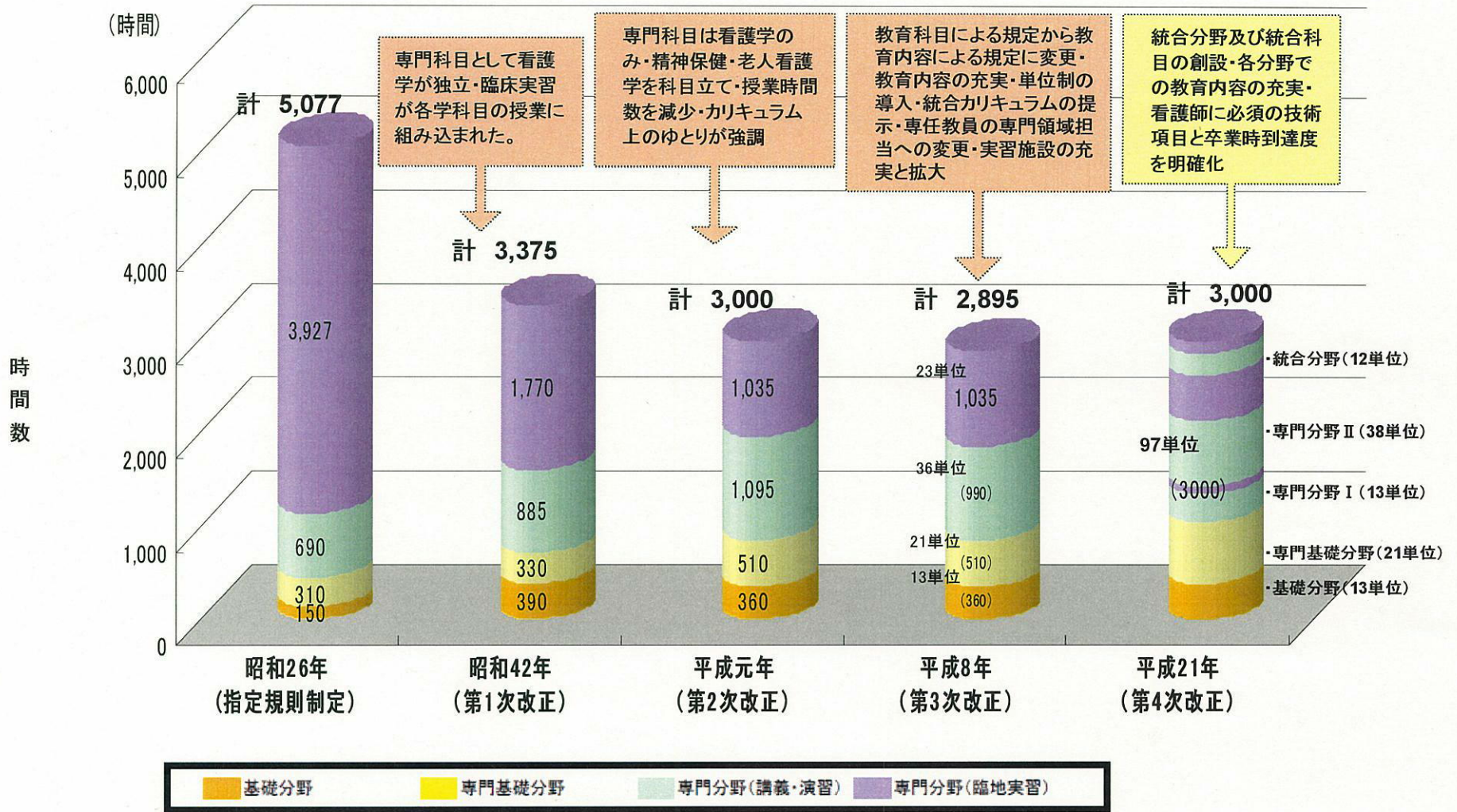


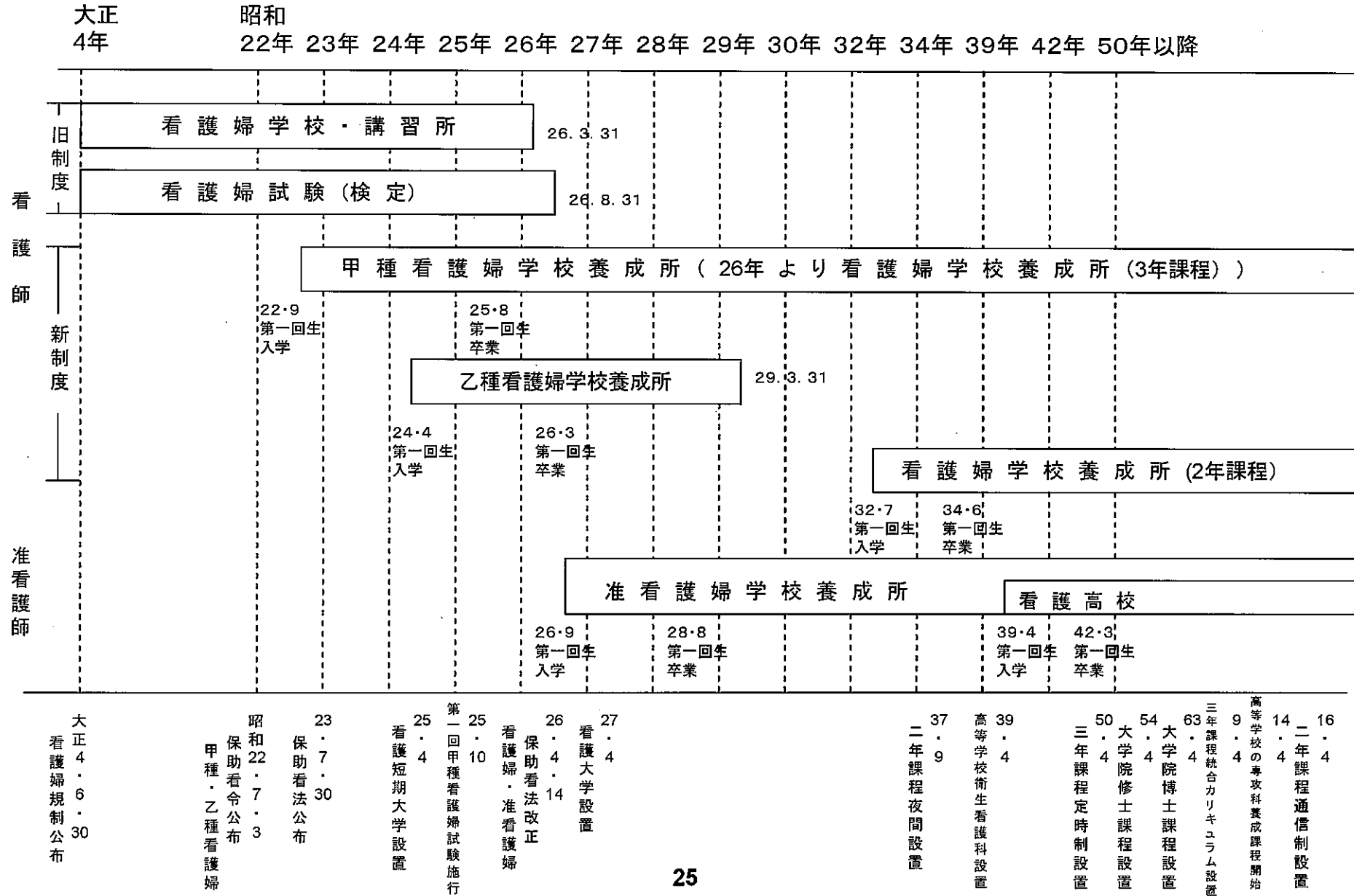
看護師等基礎教育の内容について

看護師3年課程 教育内容の変遷



◆平成8年より単位制が採用された。臨地実習は1単位=45時間として算出(看護師養成所の運営に関する指導要領について)

看護教育の変遷



看護教育の変遷

大正4年	「看護婦規則」の制定	資格取得要件等 ○ 満18歳以上の女子 ○ 看護婦試験の合格又は地方長官の指定した学校又は講習所を卒業 ○ 学校、講習所の入学資格は高等小学校卒業、女学校2年以上の修業 ○ 学校、講習所の修業期間2年。実習は勤務 → 労働力の確保
昭和22年	保健婦助産婦看護婦令公布	甲種看護婦、乙種看護婦の誕生。 ○ 甲種: 国家資格、教育期間3年、高等学校卒業以上 乙種: 都道府県資格、教育期間2年、高等小学校卒業、中等学校2年以上修業、急性かつ重症患者の世話は不可
昭和26年	保健婦助産婦看護婦法改正	甲種、乙種看護婦の一本化。准看護婦制度新設。 ○ 看護婦の入学要件が高学歴となり、供給が間に合わないため、暫定的に看護婦を補助する准看護婦制度を新設
昭和42年	学校養成所指定規則一部改正	医学モデルに基づく看護法から医学教育の専門度を浅くし、看護の視点からの教育を充実させるため看護学を専門科目に位置づけた。 看護学の体系化 → 専門職としての教育、各学科目の授業に臨床実習が組み込まれた。
平成元年	学校養成所指定規則一部改正	看護学の体系化: (基礎看護学、成人看護学、老人看護学、小児看護学、母性看護学) ゆとりのある教育: 3年課程 3,375時間 → 3,000時間 2年年課 2,250時間 → 2,100時間 准看護婦 2,250時間 → 1,500時間
平成8年	学校養成所指定規則一部改正	カリキュラムの充実・弾力化 ○ 表記の改正: 教育科目名 → 教育内容、時間数 → 単位 ○ 科目の設定に自由裁量が認められる ○ 在宅看護論、精神看護学の新設 ○ 看護婦課程と保健婦・助産婦課程の統合カリキュラムの提示

保健師助産師看護師養成所指定規則における教育課程

(看護師)

現行			改正(平成21年度入学より適用)			
教育内容		単位数 (時間数)	教育内容		単位数	
基礎分野	科学的思考の基盤	} 13	基礎分野	科学的思考の基盤	} 13	
	人間と人間生活の理解			人間と生活・社会の理解		
	小 計	13 (360)		小 計	13	
専門基礎分野	人体の構造と機能	} 15	専門基礎分野	人体の構造と機能	} 15	
	疾病の成り立ちと回復の促進			疾病の成り立ちと回復の促進		
	社会保障制度と生活者の健康			健康支援と社会保障制度		6
	小 計	21 (510)		小 計	21	
専門分野	基礎看護学	10	専門分野Ⅰ	基礎看護学	10	
	在宅看護論	4		} [3]	臨地実習	} 3
	成人看護学	6			基礎看護学	
	老年看護学	4			小 計	13
	小児看護学	4		専門分野Ⅱ	成人看護学	6
	母性看護学	4	老年看護学		4	
	精神看護学	4	小児看護学		4	
	小 計	36 (990)	母性看護学		4	
	臨地実習	[23]	精神看護学		4	
	基礎看護学	3	統合分野	在宅看護論	4	
在宅看護論	2	看護の統合と実践		4		
成人看護学	8	} [4]		臨地実習	} 2	
老年看護学	4			在宅看護論		
小児看護学	2			看護の統合と実践	2	
母性看護学	2	小 計	38			
精神看護学	2	小 計	12			
小 計	23 (1,035)		合計	97 (3000)		
合計	93 (2,895)	合計	97 (3000)			

(保健師)

現行		改正(平成21年度入学より適用)	
教育内容	単位数 (時間数)	教育内容	単位数 (時間数)
地域看護学	12	地域看護学	[12]
地域看護概論	3	地域看護学概論	2
地域看護活動論	9	個人・家族・集団の生活支援	} 10
疫学・保健統計	4	地域看護活動展開論	
保健福祉行政論	2	地域看護管理論	
臨地実習	[3]	疫学	2
地域看護学実習	3	保健統計学	2
		保健福祉行政論	3
		臨地実習	[4]
		地域看護学実習	4
		個人・家族・集団の生活支援実習	} 4
		地域看護活動展開論実習	
		地域看護管理論実習	
合 計	21 (675)	合 計	23 (745)

(助産師)

現行		改正(平成21年度入学より適用)	
教育内容	単位数 (時間数)	教育内容	単位数 (時間数)
基礎助産学	6	基礎助産学	6
助産診断・技術学	6	助産診断・技術学	6
地域母子保健	1	地域母子保健	1
助産管理	1	助産管理	1
臨地実習	[8]	臨地実習	[9]
助産学実習	8	助産学実習	9
合 計	22 (720)	合 計	23 (765)

看護基礎教育の充実に関する検討会報告書

(平成19年4月16日)

- ・看護基礎教育カリキュラムの見直しは、前回改正(平成8年度)から10年以上経過。
- ・特に新人看護職員の臨床実践能力の低下→早急な対応が不可欠。

- ・**現行の教育期限の範囲内(看護師3年、保健師・助産師各半年)での改正で、
現下の問題に速やかに対応**

看護師教育

・統合分野・統合科目の創設

(基礎・専門科目で履修した内容を臨床で活用するため、チーム医療、看護管理、医療安全等を学ぶとともに、複数患者の受持ちや一勤務帯の実習も含めた実習とする。)

・各分野での教育内容の充実

(医学的な基礎科目を臨床での応用を志向したものとするとともに、コミュニケーションやアセスメント能力、看護倫理、終末期看護等を強化した内容とする。)

・看護師に必須の技術項目と卒業時到達度を明確化

(約140項目の技術につき、「単独で実施できる」~「知識としてわかる」まで4段階に必要な到達度を設定)

・教育現場の負担にも配慮し、これらを実施する上で**最低限必要な単位数の増(看93単位→97単位、保21単位→23単位、助22単位→23単位)**を実施

保健師教育

・臨地実習の充実等

(現場での実際の業務に即した形での教育内容(計画、実施、連携調整、評価等)とする。)

・保健福祉行政教育の強化

(社会の課題を政策形成過程に活かす能力に力点)

・保健師に必須の技術項目と卒業時到達度を明確化 (引き続き検討)

助産師教育

・臨地実習の充実等

(実習対象となる分娩の定義の明確化、産前産後に継続した事例の実習、分娩以外の支援能力の重視)

・各分野での教育内容の充実

(チーム医療、他職種協働、医療安全等)

・助産師に必須の技術項目と卒業時到達度を明確化

看護基礎教育の方法や内容、期間については、我が国社会と保健医療福祉制度の長期的な変革の方向性等、将来を見渡す観点からの望ましい教育のあり方に関する抜本的な検討を別途早急に行う。